

関市子育て応援券協力店募集要項

1 応募できる店舗等

- (1) 関市内において営業する事業所又は店舗であること。
- (2) 同一事業者に複数店舗がある場合は、店舗毎に申請すること。
- (3) 店舗の区分は下記のとおりとする。

大型店等：1つの建物であって店舗等面積の合計が1,000㎡を超える小売業である場合。 ※ただし、大型店内のテナントを含む。

中小店等：大型店等以外の店舗等である場合。

店舗等の面積が1,000㎡以下の小売業とその他の業種である場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を行っていないこと。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動をしている団体でないこと。
- (6) 公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- (7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員、暴力団関係者又は、その他の反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (8) 次に定める「応援券の利用対象とならないもの」に記載のもののみを取扱う事業者でないこと。

2 応援券の利用対象とならないもの

- (1) 国、地方公共団体及び、その他の公共料金に対する支払（税金、社会保険料、電気、ガス、水道など）
- (2) 有価証券、宝くじ、公営キャンブル、たばこ、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗等が独自に発行する商品券等）切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ、生命保険、傷害保険などの保険商品
- (4) 医療や介護等の自己負担（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) パチンこ、スロットマシン、まあじゃん、キャバクラ等の風営法第2条に規定する営業に対する支払
- (6) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに対する支払
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの事業者間の取引に対する支払
- (8) 家賃、地代、駐車料などに関する支払

3 取扱店の責務等

- (1) 有効期限内に提示された「応援券」の額面に相当する物品及び役務の提供を行うこと。
- (2) 取扱店として利用者がわかるよう見やすい場所に取扱店表示物の掲示を行うこと。
- (3) この取引におけるつり銭の支払いはできません。
- (4) 通常の注意をもってすれば偽造されたものとわかる「応援券」の取扱いをしないとともに、速やかに「企画広報課」に連絡すること。
- (5) 有効期限が過ぎたもの、大幅な変形や破損がされたもの、業務に関する支払には応じないこと。
- (6) 応援券を受け取ったときは、再使用を防止するために、裏面の所定の欄に取扱店名を記載するとともに、取扱い年月日を記入すること。また、応援券にこれらの記載があるときは、取扱いをしないこと。
- (7) 取扱店は、上記に掲げる責務や、公序良俗に反する行為があった場合は登録を取消すこともある。

4 換金手続

(1)換金方法

月末締め切りにて、別途送付する「応援券請求書」に応援券を添えて取扱日の翌月の10日（10日が休日・祝日の場合は直前の平日）までに企画広報課に提出すること。

請求書の提出のあった月末までを目途に指定の口座に振込むこととする。

(2)換金できる応援券について

店舗等の区分ごとに換金可能な応募券は、下記のとおりとする。

- ・大型店 「大規模店・中小規模店共通券」のみ換金が可能
- ・中小店 「全て」換金が可能

(3)振込先の指定について

①関市との取引が既にある場合

- ・ 既存の振込先の場合 ⇒ 手続き不要
- ・ 振込先の変更が必要な場合 ⇒ 同封の「口座振替申込書」を提出

- ②これまでに取引がない場合 ⇒ 同封の「口座振替申込書」を提出

「関市子育て応援券」協力店登録申請書

平成 年 月 日

関市長 様

所 在 地

法 人 名 等

代表者氏名

印

(担当者氏名

)

関市内の下記の店舗等について（仮称）「関市子育て応援券」を利用できる協力店として登録したいので、申請します。

区分 (いずれかに○)	買い物 飲食 宿泊 見る 遊ぶ その他
店舗・施設等名称	ふりがな
店舗等の規模 (何れかに○)	1 大型店等 ひとつの建物が1,000㎡を超える小売業 大型店のテナントを含む 2 中小店等 大型店以外
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	@
HP アドレス	http://
営業時間	: ~ : (通常) : ~ : ()
PRポイント 例) 応援券利用で5%OFF パパママドリンク1杯無料	

なお、本申請書は、関市子育て応援券事業実施要綱の施行後にあっては、同要綱に規定する予定の関市子育て応援券協力店登録申請書とみなします。